

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
13. 火薬類の廃棄に係る許可		火薬類取締法 第27条 第1項		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を廃棄しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法が適当で、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分であり、かつ、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 				
4. 関係条文				
法	第27条第2項 許可の基準	施行令	第65条 廃棄の許可申請	市細則
	第27条の2 廃棄の技術上の基準		第66条 廃棄に関する技術上の基準 第67条	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数	
		7日	3部	
8. 告示又は通知				
<ul style="list-style-type: none"> 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成19年10月24日経済産業省告示第269号） 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号） 不用実包等の取扱いに係わる火薬類取締法令の規定の解釈について（平成19年7月27日付19保安第28号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 				
9. 審査する事項				
火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法等が適当で、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。				